新旧対照表

○快適トイレの設置に関する特記仕様書

新	旧
（設置に要する費用） 第４条　省略 ２　前項の規定により計上する費用は、１基当たり51,000円／月を上限とし、男女別で１基ずつの２基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを２基とみなす。	（設置に要する費用） 第４条　省略 ２　前項の規定により計上する費用は、１基当たり45,000円／月を上限とし、男女別で１基ずつの２基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを２基とみなす。